

○山梨県警察運営総合対策委員会警察施設等整備検討部会の設置等について

〔平成31年4月16日〕  
〔例規甲（会施）第4号〕

別添

山梨県警察運営総合対策委員会警察施設等整備検討部会の設置等について

第1 設置

山梨県警察運営総合対策委員会に、山梨県警察運営総合対策委員会警察施設等整備検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 調査審議事項

部会は、警察施設等が抱える老朽、狭あい、分散等の状況を解消するため、次の事項について検討し、警察施設等整備の在り方を調査審議する。

- (1) 警察施設等の現状把握等に関する事項
- (2) 警察施設等に設ける機能、装備等に関する事項
- (3) 警察施設等の整備手法に関する事項
- (4) 山梨県公共施設等総合管理計画に基づく警察施設等の長寿命化に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

第3 構成

- 1 部会は、部会長、副部会長及び専門委員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

部会長	警務部長
副部会長	総務室長
	警務部参事官
専門委員	総務室会計課長
	警務部警務課長
	生活安全部生活安全企画課長
	刑事部刑事企画課長
	交通部交通企画課長
	警備部警備第一課長

- 2 部会は、部会長が招集し、掌理する。
- 3 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

第4 ワーキンググループ

- 1 部会を補佐するため、部会にワーキンググループを置く。
- 2 ワーキンググループは、部会に付議する事項のうち、専門的な協議を要する事項の調査及び検討について所掌する。

- 3 ワーキンググループのメンバーは、調査及び検討をすべき事項に係る所属の職員の中から部会長が指名する。
- 4 部会長は、ワーキンググループのメンバーの中から、主宰者を指名する。
- 5 ワーキンググループの庶務は、主宰者が属する所属において行う。

#### 第5 庶務

部会の庶務は、総務室会計課及び警務部警務課において行う。